

指事文字

およそ、言葉といふものを大別すると、“物”と“事”との二つに分けることが出来る。“物”とは、形を備へた具象物のことであり、目で見ることが出来、手にとらへることも出来るものである。これに対して、“事”とは、形を備へてゐない“抽象的な事柄”のことである。

“物”を表した文字が“象形文字”であつて、“事”を表した文字を“指事文字”と言ふ。抽象的な“事”を指し示した文字といふ意味の言葉である。だから、「形を象^{かたど}つた文字」であつても、その文字が「事を表した文字」であれば、それは“象形文字”ではなくて“指事文字”だとしなければならない。

“一・二・三”や“上・下”などの文字が“指事文字”であることには誰も異論が無いところであるが、“大”や“立”などの文字は、人が両手を広げて立ってゐる形を象つたものであるから、ほとんどの辞典が、これを“象形文字”としてゐる。然しながら、“大”といふ字は「大きいといふ事」を、“立”といふ字は「立つといふ事」を表した文字であるから、どちらも“指事文字”としなければならないと思ふ。

“一・二・三”といふ文字も、具象物である棒を、一本二本三本それぞれに象つたものであると考へられないことはない。もしも、「物を象つた

文字はすべて象形文字である」とするならば、“一・二・三”といふ文字も象形文字だとして出来ることになる。

だから、「物の形を象つた文字」であつても、その文字が「抽象的な“事”を表した文字」であるならば、“指事文字”としなければいけないと思ふものである。形を象つた文字だからと言って、これをすべて“象形文字”としてゐる従来の考へ方は改められるべきであらう。